

## 地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱

制定  
4 経営第 3105 号  
令和 5 年 4 月 1 日  
農林水産事務次官依命通知

### 第 1 趣旨

平成 24 年以降、地域の話合いにより今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の農地の集約化に関する方針などを明確化する人・農地プランの取組を推進してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

今般、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）を改正し、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画（基盤法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等を進めていくこととしています。

このため、本事業により、地域の農業者等の話合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けた取組を支援します。

### 第 2 事業の内容

本事業では、地域計画の策定に向けた市町村、農業委員会及び都道府県が行う以下に掲げる事業に係る経費について補助するものとします。

#### （1）市町村推進事業

##### ア 地域の農業者等による協議の場の設置等

##### （ア）協議の場の設置に係る調整等

協議の場（基盤法第 18 条第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）の設置に向けた役割分担を明確にした推進体制の整備及び協議の場の設置

##### （イ）協議の実施

協議の運営及び協議の場をコーディネートする専門家等の活用

##### （ウ）協議の結果の取りまとめ・公表

##### イ 地域計画の策定等

##### （ア）地域計画の策定

##### （イ）関係者への説明会等の開催

（ア）で策定した地域計画について農業委員会、農地中間管理機構、

- 農業協同組合、土地改良区その他の関係者への説明会等の開催
- (ウ) 地域計画の周知及びフォローアップ
- (2) 農業委員会推進事業
- 地域計画のうち目標地区（基盤法第 19 条第 3 項の地区をいう。以下同じ。）の素案の作成
- (3) 都道府県推進事業
- ア 説明会の開催
- 市町村や関係機関の担当者等に対する地域計画の策定に向けた全般的な事項に関する説明会の開催
- イ 研修会の開催等
- 地域計画の策定に係る話合いの円滑な進行や取りまとめ手法に関する市町村や関係機関の担当者等の技能向上のための研修等の実施
- ウ 助言及び指導
- 市町村等に対する地域計画の策定及び本事業の適切な実施に係る助言及び指導

### 第 3 実施区域

第 2 の（1）及び（2）の事業の対象となる区域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地を除きます。）以外の区域とします。

なお、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域をできる限り区域に含めるものとします。

### 第 4 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げるものとします。

- (1) 第 2 の（1）の事業
- 基盤法第 6 条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想を定める市町村
- (2) 第 2 の（2）の事業
- 基盤法第 20 条第 1 項の規定により市町村から目標地区の素案の作成を求められる農業委員会
- (3) 第 2 の（3）の事業
- 都道府県

また、市町村、農業委員会及び都道府県は、事業の実施に係る事務の一部を委託することができるものとします。

### 第 5 事業実施計画の作成及び承認手続等

- 1 事業実施主体は、第 2 の事業を実施しようとする場合には、以下により事業

の別ごとに地域計画策定推進緊急対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成するものとします。

2 農業委員会会長は、第2の（2）の事業を実施しようとする場合には、事業実施計画（様式第1号）を作成し、市町村長に提出するものとします。

3 市町村長は、第2の（1）の事業を実施しようとする場合には、2により提出された事業実施計画を含めた事業実施計画（様式第1号）を作成し、都道府県知事に提出するものとします。

なお、市町村長は、第2の（1）の事業を実施しない場合には、2により提出された事業実施計画を都道府県知事に提出するものとします。

4 都道府県知事は、3により提出された事業実施計画の内容について、必要な調整を行った上取りまとめ、都道府県が実施する第2の（3）の事業を含めた事業実施計画（様式第2号）を作成し、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとします。

なお、都道府県知事は、第2の（3）の事業を実施しない場合には、3により提出された事業実施計画の内容について、必要な調整を行った上取りまとめ、事業実施計画（様式第2号）を作成し、地方農政局長等に提出するものとします。

5 地方農政局長等は、4により提出された事業実施計画の内容を審査の上、担い手育成・確保等対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、本要綱等に照らし、その内容が適当と認められる場合には、事業実施計画を承認するものとします。

6 都道府県知事は、5により事業実施計画が承認された場合には、速やかに、市町村長に対し、事業実施計画を承認した旨の通知をするものとします。

7 2から6までの規定は、事業実施計画の変更のうち、次に掲げるものについて準用することとします。

（1）第2の（1）、（2）又は（3）の事業の新設又は廃止

（2）事業実施主体の変更

（3）事業費の30%を超える増減

## 第6 事業の着手

1 事業の実施については、原則補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとします。

ただし、地域計画の策定を円滑に実施する上でやむを得ない場合には、事業実施主体は、事業実施計画の承認の後に地域計画策定推進緊急対策事業交付決定前着手届（様式第3号。以下「着手届」という。）を地方農政局長等に提出

するものとします。この場合、農業委員会会長は、市町村長に着手届を提出するものとし、市町村長は、農業委員会会長から着手届が提出された場合には当該着手届を含め都道府県知事に提出し、都道府県知事は、その内容について適切と認められた場合には、地方農政局長等に提出するものとします。

また、都道府県が事業実施主体となる事業で、交付決定前に着手する必要がある場合についても、同様とします。

- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとします。

また、この場合、都道府県知事は、交付要綱第4の規定による交付申請書の提出に当たっては、交付申請書の備考欄に着手年月日及び着手届の文書番号を記載するものとします。

- 3 地方農政局長等は、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとします。

## 第7 事業の完了報告

- 1 事業実施主体は、毎年度、事業が終了したときは、以下により地域計画策定推進緊急対策事業完了報告書（以下「完了報告書」という。）を作成するものとします。

- 2 農業委員会会長は、毎年度、事業が終了したときは、完了報告書（様式第1号）を作成し、市町村長に報告するものとします。

- 3 市町村長は、毎年度、事業が終了したときは、2により提出された完了報告書を含めた完了報告書（様式第1号）を作成し、都道府県知事に報告するものとします。

なお、市町村長は、第2の（1）の事業の事業実施計画を都道府県知事に提出していない場合には、2により提出された完了報告書を都道府県知事に報告するものとします。

- 4 都道府県知事は、3により提出された完了報告書を取りまとめた上で、都道府県が実施した事業を含めた完了報告書（様式第2号）を作成し、補助事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）（以下「期日」という。）までに地方農政局長等に報告するものとします。

なお、都道府県知事は、第2の（3）の事業の事業実施計画を地方農政局長等に提出していない場合には、3により提出された完了報告書を取りまとめた上で、完了報告書を作成し、期日までに地方農政局長等に報告するものとします。

## 第8 国による補助及び採択方法

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表に掲げるものに限る。）について補助するものとします。
- 2 第2の（1）及び（2）の事業の採択は、全ての地域において、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）附則（令和5年4月1日付け4経営第3216号）5の規定によりなお従前の例によるものとされる人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に基づく人・農地プランを策定していない市町村を優先するものとします。  
なお、第2の（3）の事業（第2の（3）イの事業を除きます。）の採択より第2の（1）及び（2）の事業の採択を優先します。

## 第9 補助金の返還

- 1 国は、本事業の実施に当たり、事業実施主体が、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合又は完了報告書の内容に虚偽があった場合その他次に掲げる事由に該当しない場合には、当該事業実施主体が所在する都道府県に対し、補助金を返還させる措置を講ずるものとします。
  - （1）令和7年3月31日までに地域計画を策定していること。
  - （2）策定した地域計画を市町村のホームページに公表していること。
  - （3）「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表（以下「工程表」という。）を作成し、地域計画の策定に向けて具体的に取り組んでいること。
- 2 都道府県は、本事業で補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を国へ返還する措置を講ずるものとします。

## 第10 証拠書類の保管

都道府県、市町村及び農業委員会は、事業実施計画及び完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存するものとします。必要な場合には、これらの書類を確認させていただくことがあります。

## 第11 関係機関との連携

都道府県、市町村及び農業委員会は、本事業を実施するに当たり、次に定めるとおり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとします。

- (1) 都道府県は、本事業を実施するに当たって、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会及び農業経営・就農支援センターと密接に連携し、実施するものとします。
- (2) 市町村は、本事業を実施するに当たって、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合及び土地改良区と密接に連携し、実施するものとします。
- (3) 農業委員会は、本事業を実施するに当たって市町村、農地中間管理機構、農業協同組合及び土地改良区と密接に連携し、実施するものとします。

## 第12 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、市町村、農業委員会及び本事業に係る団体に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行ったりすることができるものとします。

## 第13 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、本要綱に定めるもののほか、経営局長が別に定めることとします。

## 第14 留意事項

事業実施主体の本事業の実施に当たっての留意事項は次に定めるとおりです。

### (1) 推進指導等

ア 都道府県知事は、事業実施主体の職員等が本事業の実施に関して不正な行為をし、又はその疑いがある場合には、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとします。

イ 都道府県知事は、アに該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合には、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の内容及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が本事業の適切な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとします。

### (2) 関連事業等との連携

都道府県知事、市町村長及び農業委員会会長は、地域計画の策定や地域計画で定めた取組を促進する観点から本事業と併せて関連する事業との連携に努めるものとします。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行します。

(別表)

補助対象となる経費等

区分	内容	補助率
謝金	第2の取組に直接必要となる事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た専門家等に対する謝礼に必要な経費	定額 (時間単価7,900円以内を基本としますが、市町村又は都道府県が定める謝金単価等がある場合は、当該謝金単価を適用することができるものとします。)
旅費	第2の取組に直接必要となる都道府県及び市町村職員、専門家等の移動に必要な経費	定額
事務等経費	第2の取組に直接必要となる印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、振込手数料、備品購入費等	定額
人件費	地域計画の策定に向けた取組に必要な手当(都道府県及び市町村の正規職員の超過勤務に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給))、賃金(取組のために雇用した非常勤職員に対して支払う実働に応じた対価)、共済費(当該非常勤職員の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金等)、職員手当等(当該非常勤職員等に対する各種手当等)	定額
委託費	第2の取組を他の者に委託するために必要な経費	定額

注1：上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず都道府県、市町村及び農業委員会では具備すべき備品・物品等の購入(地図情報システム等を含む。)又はリース・レンタルに係る費用については補助対象外とします。

注2：他の国の補助事業と重複して補助を受けないものとします。

注3：人件費の算定等に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)によるものとします。

様式第1号

文書番号	
提出年月日	令和〇年〇月〇日
事業実施主体	〇〇市町村長 (〇〇農業委員会会長) 氏名

令和〇〇年度地域計画策定推進緊急対策事業実施計画（又は完了報告書）

1 対象地区

対象地区数	対象地区内農用地等面積
地区	ha

2 連携体制

関係機関	役割分担
市町村	
農業委員会	
農地中間管理機構	
農業協同組合	
土地改良区	

3 取組内容

取組内容

4 事業費

取組内容	事業費		積算根拠 (内容、回数、単価等)
		うち国費	
(1) 市町村推進事業	円	円	※ 積算根拠の内容が細くなる場合には、本欄に「別紙」と記載の上、積算根拠を記載した別紙を添付することも可。
(2) 農業委員会推進事業	円	円	
※ 3の「取組内容」の記載内容に即して、取組内容を項目立てて記載すること。			
合計	円	円	

(注) 本様式を計画変更又は完了報告書とする際は、変更前の事業実施計画の内容を括弧書きの上、変更後の事業実施計画の内容を裸書きしてください。

5 添付書類

※ 工程表を添付します。



様式第2号

文書番号	
提出年月日	令和〇年〇月〇日
事業実施主体	〇〇都道府県知事 氏名

令和〇〇年度地域計画策定推進緊急対策事業実施計画（又は完了報告書）

1 市町村

対象市町村数	対象市町村内農用地等面積
市町村	ha

2 取組内容

取組内容

3 事業費

事業名	事業費		備考 (取組内容等)
		うち国費	
地域計画策定推進緊急対策事業	円	円	
（1）市町村推進事業	円	円	
（2）農業委員会推進事業	円	円	
（3）都道府県推進事業	円	円	
合計	円	円	

※ 市町村から提出があった事業実施計画又は完了報告書を基に記載します。

※ 本様式を計画変更又は完了報告書とする際は、変更前の事業実施計画の内容を括弧書きの上、変更後の事業実施計画の内容を裸書きしてください。

※ 「都道府県推進事業」に係る事業費については、第2の（3）に要する経費を記載します。

4 添付書類

※ 事業実施計画（様式第1号）又は完了報告書（様式第1号）を添付します。

様式第3号

文 書 番 号	
提 出 年 月 日	令和〇年〇月〇日
事業実施主体	〇〇市町村長 (〇〇農業委員会会長) (〇〇都道府県知事) 氏 名

令和〇〇年度地域計画策定推進緊急対策事業交付決定前着手届

地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知）の第6の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

別添

区分	事業費		着手 年月日	完了予定 年月日
	事業費	うち国費		

理由

---